

令和5年第6回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和5年9月15日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 認定第 1号 令和4年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 4 認定第 2号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 5 認定第 3号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 6 認定第 4号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 7 認定第 5号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 8 認定第 6号 令和4年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 9 認定第 7号 令和4年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第10 認定第 8号 令和4年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第11 選挙第 5号 羽幌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第12 発議第11号 公共事業等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第13 発議第12号 議員の派遣について
- 第14 発議第13号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第15 意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 第16 意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○出席議員（11名）

1番	佐藤	満	君	2番	金木	直文	君
3番	阿部	和也	君	4番	逢坂	照雄	君
5番	村上	雄也	君	6番	小寺	光一	君
7番	磯野	直	君	8番	舟見	俊明	君
9番	工藤	正幸	君	10番	平山	美知子	君
11番	村田	定人	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	森	淳	君
副町長	三浦	義之	君
教育長	濱野	孝	君
監査委員	熊木	良美	君
会計管理者	豊島	明彦	君
総務課長	敦賀	哲也	君
総務課主幹	木村	謙彦	君
総務課職員係長	宇野	延仁	君
地域振興課長	清水	聡志	君
地域振興課 政策推進係長	山田	太志	君
財務課長	大平	良治	君
財務課主幹	熊谷	裕治	君
町民課長	宮崎	寧大	君
町民課 町民生活係長	原田	育世	君
町民課 環境衛生係長	高野	正晃	君
町民課 環境衛生係主査	石郷岡	卓哉	君
福祉課長	高橋	伸	君
福祉課子ども係長	村上	達	君
健康支援課長	金子	伸二	君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山	洋美	君

健康支援課 介護保険係長	山 川 恵 生 君
健康支援課 保健係長	土清水 彬 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	脇 坂 千 恵 君
健康支援課 地域包括支援 センター係長	
建設課長	木 村 和 美 君
建設課主任技師	石 川 隆 一 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君
建設課管理係長	高 本 勇 一 君
上下水道課長	棟 方 富 輝 君
上下水道課主幹	竹 内 雅 彦 君
農林水産課長	伊 藤 雅 紀 君
農林水産課主幹	杉 野 浩 君
商工観光課長	鈴 木 繁 君
天売支所長	門 間 憲 一 君
焼尻支所長	佐々木 慎 也 君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒 井 峰 高 君
学校管理課長補佐	葛 西 健 二 君
社会教育課長 兼公民館長	飯 作 昌 巳 君
監査室長	三 上 敏 文 君
農業委員会 事務局長	伊 藤 雅 紀 君
選挙管理委員会 事務局長	敦 賀 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡 辺 博 樹 君
総務係長	嶋 元 貴 史 君
書記	逢 坂 信 吾 君
書記	佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

10番 平山美知子君 1番 佐藤満君
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎認定第1号～認定第8号

○議長（村田定人君） 日程第3、認定第1号 令和4年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第2号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第3号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第4号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第5号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第6号 令和4年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第7号 令和4年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第8号 令和4年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、以上8件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計決算特別委員会に付託した事件であり、その審査結果について、会議規則第77条の規定により、各会計決算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計決算特別委員会委員長、小寺光一君。

○各会計決算特別委員会委員長（小寺光一君）

令和5年 9月15日

羽幌町議会議長 村田定人様

羽幌町各会計決算特別委員会

委 員 会 審 査 報 告

- 認定第1号 令和4年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和4年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和4年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 令和4年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

本委員会に付託された上記事件の審議結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 付託された議会 令和5年 9月14日 (第6回定例会)
2 委員会開催年月日 令和5年 9月14日
3 審査の経過及び結果

- (1) 地方自治法第233条第3項及び同条第4項に基づき監査委員から「決算審査意見書」について説明を求めた。
(2) 理事者側(財務課長、上下水道課長)から決算書及び同認定資料について、それぞれ説明を求めた。

これらの説明は詳細になされ、委員会では本案件を慎重に審議した結果、水道事業剰余金の処分、及び各会計ともに原案可決及び認定すべきと決定したので報告する。

○議長(村田定人君) 本案については、全議員の委員をもって構成する各会計決算特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑及び討論を省略することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

これから認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定すべきとするものであります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

◎選挙第5号

○議長（村田定人君） 日程第11、選挙第5号 羽幌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

羽幌町選挙管理委員会の委員に、藤井裕介氏、住所、羽幌町北大通2丁目14番地の3、生年月日、昭和24年12月8日、佐藤和史氏、住所、羽幌町南2条6丁目10番地、生年月日、昭和34年4月1日、大窪敦子氏、住所、羽幌町緑町45番地の18、生年月日、昭和40年11月9日、棟方法男氏、住所、羽幌町南5条3丁目9番地、生年月日、昭和43年2月3日、以上4名の方を指名します。補充員に、芳賀美穂氏、住所、羽幌町北5条1丁目2番地、生年月日、昭和43年3月16日、佐藤宇礼氏、住所、羽幌町南5条4丁目4番地、生年月日、昭和44年8月15日、工藤喜文氏、住所、羽幌町北3条1丁目4番地、生年月日、昭和49年10月31日、木越唯明氏、住所、羽幌町北町24番地の1、生年月日、昭和55年6月17日、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した8名をそれぞれ当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名の方が羽幌町選挙管理委員会の委員及び補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま補充員の指名をした順序にしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序はただいま指名した順序に決定しました。

なお、当選された8名の方には、会議規則第33条第2項の規定により議長名をもって告知いたします。

◎発議第11号

○議長（村田定人君） 日程第12、発議第11号 公共事業等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会としても本町の公共事業等の現状と課題を把握し、今後における事業計画及び財政状況などの調査研究を行う必要があります。これらのことから、全員の議員をもって構成する公共事業等調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する公共事業等調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました公共事業等調査研究特別委員会の正副委員長の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の公共事業等調査研究特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に2番、金木直文君、副委員長に8番、舟見俊明君と決定したので、報告いたします。

◎発議第12号

○議長（村田定人君） 日程第13、発議第12号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、諸般の事情により派遣日程等の変更があった場合、そのほか緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号 議員の派遣については原案のとおり可決されました。

◎発議第13号

○議長（村田定人君） 日程第14、発議第13号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第2号

○議長（村田定人君） 日程第15、意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月13日提出。

提出者、羽幌町議会議員、工藤正幸。賛成者、羽幌町議会議員、金木直文、同じく、賛成者、羽幌町議会議員、小寺光一。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物

流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。
- 3 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月13日、北海道羽幌町議会議員、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上です。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第3号

○議長(村田定人君) 日程第16、意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

5番、村上雄也君。

○5番(村上雄也君) 意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月13日提出。

提出者、羽幌町議会議員、村上雄也。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく、賛成者、羽幌町議会議員、小寺光一。

地方財政の充実・強化に関する意見書(案)

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められているが、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。

これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に十分対応し得るのか大きな不安が残ることから、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 今後一層求められる子育て対策・地域医療の確保・介護や生活困窮者自立支援等の急増する社会保障費、人への投資も含めた地域活性化、自治体業務システム標準化を含むデジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築及びそれらを支える人員確保など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、地方単独事業を含め十分な地方一般財源総額の確保及び拡充をはかること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における医療提供体制等につい

て、自治体で混乱が生じることがないように、より速やかな情報提供を行うとともに、十分な財政措置を講ずること。

- 3 保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するための予算を措置すること。また、保育施設・学童保育施設等職員の人員確保策を早急に策定し、処遇改善および雇用安定を促すための支援策を講ずること。
- 4 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善について引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
- 5 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかることや、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、より抜本的な改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月13日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策少子化対策、若者活躍、男女共同参画）。

以上です。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和5年第6回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前10時30分）